

令和7年度ラジオ広報業務仕様書

1 事業の目的

県政施策の説明や各支援策、相談窓口の案内、催事・募集のお知らせなど、県政情報を広く県民に周知し、県政に興味・関心を持ってもらうため、ラジオ媒体が持つ、地域密着性・災害時有用性を担保しつつ、音声媒体による広報を実施し、県民サービスの向上を図る。

2 業務の内容

県政情報を広く県民に周知するため、ラジオ放送等、音声媒体による広報を実施する。

(1)ラジオ放送

- ・放送業務を実施する
- ・AM波・FM波(コミュニティFMを含む)のラジオを基本とした、県政の情報発信を行う
- ・放送回数は週1回、年間概ね50回を目安とする
- ・放送時間は1回あたり概ね5分以上を目安とする
- ・県職員やふじっぴーが直接情報を発信する効果を望む
- ・放送は県が提供する原稿を基に実施すること
- ・出演者に対して集合日時や場所等の連絡を行うとともに必要に応じて出演者と放送原稿の調整を行うこと
- ・放送曜日・時間帯は幅広い年齢層の聴取が期待できる曜日・時間帯とすること
(目安として平均聴取率2%以上もしくは想定聴取者72,000人以上)
- ・各週のラジオ放送に加えて、自社の強みを生かした提案を2つ以上行なうこと。より多くの県民に情報を届けるための工夫をすること

(2)効果測定

- ・ラジオ局等での放送を実施したことによる効果測定(聴取率分析等)を行い、毎月報告書を提出すること

(3)番組の周知宣伝

- ・積極的に番組の周知宣伝を行い、より多くの県民に聴取を促すこと

(4)その他

- ・上記を満たす業者のうち、より広報効果が得られる企画提案をした業者を選定する

3 留意事項

(1)著作物の帰属

本契約における制作物は、県に帰属する。

(2)守秘義務

受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を県が公表するまで他に漏らしてはならない。

(3)その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、双方協議の上、仕様を変更することがある。